

# 目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および投資信託説明書（交付目論見書）の内容をよくお読みください。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## 手数料等の諸費用について

- ・ 購入時の当社の手数料は、購入価額に 3.85%（税込）を上限として当社が個別に定める率を乗じて得た額とします。
- ・ 換金時の当社の手数料は、ありません。
- ・ お客様が当ファンドで直接的にご負担いただく費用、間接的にご負担いただく費用の詳細は投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- ・ 当社が別に定める口座管理料をご負担いただきます。

## 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

## 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。

- ・ お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となります。
- ・ お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部又は一部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ・ 前受金等を全額お預けいただいていない場合、当社との間で合意した日までに、ご注文に係る代金又は有価証券をお預けいただきます。
- ・ ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます。）。

## 当ファンドの販売会社の概要

|          |                                     |
|----------|-------------------------------------|
| 商 号 等    | 安藤証券株式会社 金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第 1 号   |
| 本店所在地    | 〒460-8619 愛知県名古屋市中区錦 3 丁目 23 - 21   |
| 連 絡 先    | 本店 052-971-1511 又はお取引のある支店にご連絡ください。 |
| 加入協会     | 日本証券業協会                             |
| 指定紛争解決機関 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター         |
| 資 本 金    | 22 億 8 千万円                          |

この頁は投資信託説明書（目論見書）の一部を構成するものではなく、上記の情報は投資信託説明書（目論見書）の記載情報ではありません。上記の情報の作成主体及び作成責任は安藤証券株式会社にあります。

(022.001)

主な事業

金融商品取引業

設立年月

昭和19年4月

#### **当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口**

当社に対するご意見・苦情等に関しては、お取引のある店舗にて承っております。

受付時間：月曜日～金曜日 8時30分～17時00分（祝日を除く）

#### **金融 ADR 制度のご案内**

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005（FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

## 投資信託についてお客様にご負担いただく費用

### ■購入時にご負担いただく費用

投資信託を購入するときには購入時手数料がかかります。この購入時手数料は、同じ投資信託を購入する場合でも、販売会社によって異なる場合があります。また、同一の販売会社であっても、購入する口数やご注文方法によって異なる場合があります。

購入時にかかる手数料が購入口数に係わらず一律 3.3% (税込) の場合は、概算で次のように計算します。

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times \text{約定日の基準価額}$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\% (\text{税込})$$

<口数指定で申込>

1,000,000 口購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

$$\text{購入金額} = 1,000,000 \text{ 口} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口}) = 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\text{購入時手数料} = 1,000,000 \text{ 円} \times 3.3\% = 33,000 \text{ 円}$$

となり、合計 1,033,000 円お支払いいただくこととなります。

<金額指定で申込・一部の銘柄で取扱いを行います>

1,000,000 円購入時、約定日の基準価額 10,000 円 (10,000 口当り)

$$\text{購入金額} = \text{購入口数} \times (10,000 \text{ 円} / 10,000 \text{ 口})$$

$$\text{購入時手数料} = \text{購入金額} \times 3.3\%$$

$$\text{お支払金額 } 1,000,000 \text{ 円} = \text{購入金額} + \text{購入時手数料}$$

購入金額と購入時手数料を合算して 1,000,000 円となるよう最大の購入口数を 1 口単位に計算して求めます。従って、1,000,000 円全額が投資信託の購入金額となるものではありません。

最大の購入口数は 968,055 口になり、購入時手数料は 31,945 円になります。

購入時手数料を概算で求めるには、次の計算式で確認できます。

$$\text{購入時手数料} = (\text{購入金額} / (1 + 3.3\%)) \times 3.3\%$$

\* 上記の購入時手数料計算は概算です。実際の計算は、手数料を計算してから小数点以下を切捨てし、消費税を計算してから小数点以下を切捨てします。

\* 分配金再投資コース (一部銘柄で取扱) の場合、分配金は税金処理後に再投資されますが、購入手续费はかかりません。再投資は、金額指定での申込となります。

### ■運用 (保有) 時にご負担いただく費用

投資信託の運用中は信託財産の純資産総額に対する「信託報酬」(最大 2.709% (税込み・概算)) が計算され、資産総額から差し引かれます。信託報酬は、その投資信託の運用会社、受託銀行、販売会社のそれぞれに対する報酬になります。また、投資対象先に信託報酬がかかる場合もあります。その他に、組入有価証券の売買に伴う手数料、監査報酬、信託財産に関する租税等の諸費用がかかります。また、運用成績に応じた成功報酬をいただく場合があります。

信託報酬やその他諸費用は、個々のファンド毎に設定されていますので同じファンドであればどの販売会社で購入しても同じです。毎日発表される基準価額は、この信託報酬やその他諸費用を控除した後の価額です。

### ■解約 (換金) 時にご負担いただく費用

投資信託の解約時には「信託財産留保額」が必要なファンドと必要でないファンドがあります。信託財産留保額は、解約に伴いファンドを換金するコストの一部 (最大 0.5%) を、解約する投資家に負担していただくものです。このため、信託財産留保額が必要なファンドは、基



僕も**FX取引**で  
困ってるんだ。  
どうしよう…。



**投資信託**の取引で  
困ったわ。どうしたら  
いいかしら。



**株取引**のトラブル、  
どこに聞けば  
いいんだろう？



ご相談は、「指定紛争解決機関」

## 証券・金融商品あっせん相談センター

フィンマック  
証券・金融商品あっせん相談センター（ADR FINMAC）は、  
法律に基づく公的な団体が連携した**指定紛争解決機関（金融庁指定）**です。  
証券会社・銀行等が販売する株や投資信託、FX 等のトラブルを  
**公正・中立な立場で解決**を目指します。

株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引（FX）・証券投資顧問業など、さまざまなご相談・苦情を受け付けます（預金、保険などの相談・苦情や投資相談、税務相談はお受けしていません）。公正・中立な立場の弁護士が行う紛争解決あっせん手続きの申立てを受け付けます（あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます）。

詳しくはホームページへ <https://www.finmac.or.jp/>

FINMAC

検索



ご相談は  
お気軽に！



フリーダイヤル

**0120-64-5005**

●月曜日～金曜日（祝日等を除く）●午前9時～午後5時



**03-3669-9833**



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター



**かいけつサポート**

認定紛争解決サービス

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館



# FINMAC(フィンマック)とは?

法律に基づく公的な団体が連携した苦情・紛争解決機関です。株式・投資信託・債券・外国為替証拠金取引(FX)・証券投資顧問業などに関するさまざまなご相談・苦情を受け付けています。あっせん手続き実施者(あっせん委員)は、公正・中立な立場の弁護士が担当するので安心です。



## ADR FINMACの特長は?

**公正!**

金融商品取引法<sup>(※1)</sup>の指定・認定やADR促進法<sup>(※2)</sup>に基づく認証を受け、**中立的立場**で、苦情・紛争を解決します。

(※1)当センターは、特定第一種金融商品取引業務に係る指定紛争解決機関です。

また、第二種金融商品取引業者に係る認定投資者保護団体です。

(※2)ADR促進法、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」です。



**かいけつサポート**  
ADR紛争解決サービス

**迅速!**

裁判では、かなり長い時間を要しますが、あっせんは**迅速**、概ね4ヶ月を目途に解決に努めます。

あっせんは、損害賠償請求額に応じ、所定の料金をお支払いいただきます。

**身近!**

あっせんは、お住まいのある**都道府県庁所在地**で行います。



## どのように相談にのってくれるの?



ステップ 1



相談・苦情  
無料

まずは、お電話ください。  
中立・専門の相談員が応じます。

ステップ 2



所定の  
あっせん申立金

あっせんの場合には、公正・  
中立の立場の弁護士があっ  
せん手続きを行います。

ステップ 3



通常1~3回程度の話し合いに  
より、あっせんの成立(和解)、  
打ち切りなど対応がなされます。

**解決**



ADR FINMAC

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

東京事務所 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第二証券会館

大阪事務所 〒541-0041 大阪府大阪市中央区北浜1-5-5 大阪平和ビル

●ご相談はお気軽に、お電話でどうぞ!

フリーダイヤル

**0120-64-5005**

月曜日～金曜日(祝日等を除く) 午前9時～午後5時

<https://www.finmac.or.jp/>

# 投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024年12月18日

## フランクリン・ テンプルトン 米国政府証券 ファンド

愛称:メイフラワー号

追加型投信 / 海外 / 債券



愛称 メイフラワー号  
Mayflower

| 商品分類    |        |                   | 属性区分                           |              |        |               |       |
|---------|--------|-------------------|--------------------------------|--------------|--------|---------------|-------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                         | 決算頻度         | 投資対象地域 | 投資形態          | 為替ヘッジ |
| 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 高格付債)) | 年12回<br>(毎月) | 北米     | ファミリー<br>ファンド | なし    |

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類および属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)で閲覧できます。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読み下さい。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- この目論見書により行う「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券ファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年12月17日に関東財務局長に提出しており、2024年12月18日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにして下さい。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

フランクリン・テンプルトン・ジャパン株式会社

|                              |                     |
|------------------------------|---------------------|
| 金融商品取引業者登録番号                 | 関東財務局長(金商)第417号     |
| 設 立 年 月 日                    | 1998年4月28日          |
| 資 本 金                        | 10億円(2024年9月末現在)    |
| 運用する投資信託財産の<br>合 計 純 資 産 総 額 | 9,915億円(2024年9月末現在) |

委託会社の照会先

電 話 番 号 03-5219-5940 (受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.franklintempleton.co.jp>

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

三菱UFJ信託銀行株式会社



FRANKLIN  
TEMPLETON

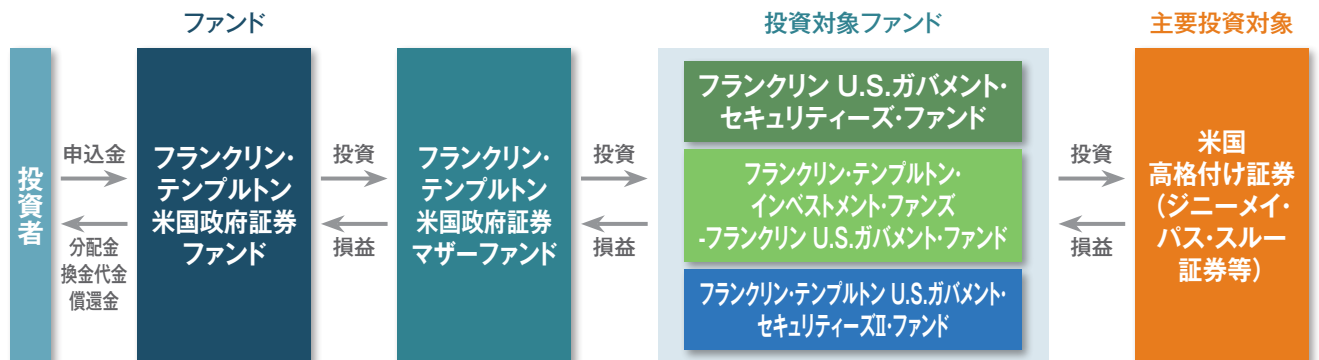
# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指してファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

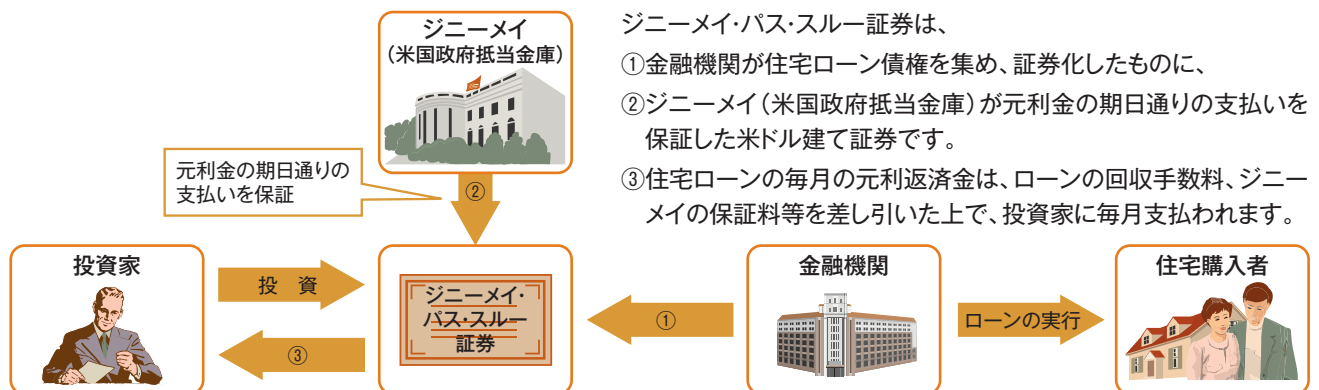
## ファンドの特色

1 「フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド」への投資を通じて、フランクリン・テンプルトン・グループが運用する複数の外国籍ファンドに投資することにより、実質的に米国ジニーメイ・パス・スルー証券※1※2等の米国高格付け証券に投資を行います。



※投資対象ファンドの組入れは、高位を維持することを基本とします。

- ※1 ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府の一機関であるジニーメイ（米国政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証していることから、一般的に、米国国債と同等の信用力を有していると考えられています。
- ※2 ジニーメイ・パス・スルー証券のしくみ



①において証券化される住宅ローン債権は、米国連邦住宅局の保険または米国退役軍人省の保証などが付されたものが対象となります。

2 インカムゲインを中心として長期的に安定した収益の獲得を目指します。

3 収益の分配は、原則として、毎月行います。

4 為替ヘッジは、行わないことを原則とします。  
実質的に米ドル建資産に投資を行いますので、為替相場の変動の影響を受けます。

## 投資対象ファンドの概要 (2024年10月1日現在)

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名   | フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 英 文 名       | Franklin U.S. Government Securities Fund                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 形 態         | 米国籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 投 資 目 的     | 金利収入の確保を投資目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 主 な 投 資 戦 略 | <p>純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。</p> <p>また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。</p> <p>*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p> |
| 関 係 法 人     | <p>運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク</p> <p>管理事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・サービシーズ・エルエルシー(業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・イー)</p> <p>名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプレトン・インベスター・サービシーズ・エルエルシー</p> <p>保管銀行:ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン</p>                                                                                                                                                          |
| 設 定 年 月     | 1970年5月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 決 算 日       | 9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 申 込 手 数 料   | かかりません。※1                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 管 理 報 酬 ※2  | 年0.625%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

\* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドのAdvisor Class(米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うAdvisor Classのものであります。

※2 運用報酬および管理事務代行報酬に相当します。

この他に名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬、監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

|                |                                                                                                                                                         |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名      | フランクリン・テンプレトン・インベストメント・ファンズ - フランクリン U.S.ガバメント・ファンド<br>(以下「フランクリン U.S.ガバメント・ファンド」といいます。)                                                                |
| 英 文 名          | Franklin Templeton Investment Funds - Franklin U.S. Government Fund                                                                                     |
| 形 態            | ルクセンブルク籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て                                                                                                                             |
| 投 資 目 的        | 金利収入と元本の安全性の確保を投資目的とします。                                                                                                                                |
| 主 な 投 資 戦 略    | <p>主として米国政府および米国政府機関が発行あるいは保証する証券に投資を行うことにより、投資目的を達成することを企図しています。</p> <p>*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>                                      |
| 関 係 法 人        | <p>運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク</p> <p>管理会社:フランクリン・テンプレトン・インターナショナル・サービシーズ・エス・イー・アール・エル(業務委託先:JPモルガン・エス・イー ルクセンブルク支店)</p> <p>保管銀行:JPモルガン・エス・イー ルクセンブルク支店</p> |
| 設 定 年 月        | 1991年2月※1                                                                                                                                               |
| 決 算 日          | 6月30日                                                                                                                                                   |
| 申 込 手 数 料      | かかりません。※2                                                                                                                                               |
| 運 用 報 酬 ※3     | 年0.35%※2                                                                                                                                                |
| 管 理 会 社 報 酬 ※3 | 年0.20%以内                                                                                                                                                |
| 保 管 銀 行 報 酬 ※3 | 年0.01%～年0.14%                                                                                                                                           |

\* 当ファンドのマザーファンドは、フランクリン U.S.ガバメント・ファンドのClass I(Mdis)(米ドル建て)に投資します。フランクリン U.S.ガバメント・ファンドは、各シェアクラス(申込手数料や運用報酬等の異なる複数のシェアクラスが用意されています。)に申し込まれた資金をまとめて運用しますが、基準価額はシェアクラス毎に算出・発表されます。

※1 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I(Mdis)については、2001年12月に導入されたものです。

※2 当ファンドのマザーファンドが投資を行うClass I(Mdis)のものであります。

※3 この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フ ァ ン ド 名     | フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 英 文 名         | Franklin Templeton U.S. Government Securities II Limited                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 形 態           | バミューダ籍投資法人／オープンエンド型／米ドル建て                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 投 資 目 的       | 金利収入の確保を投資目的とします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 主 な 投 資 戦 略   | 純資産総額の少なくとも80%を米国政府証券に投資を行います。現在、実質的にその資産のすべてを米国ジニーメイ・パス・スルー証券に投資しています。<br>また、米国政府の十分な信頼性と信用に裏付けられたその他の米国政府の証券（例えば、ストリップス債(treasury strips)、長期国債(treasury bonds)、中期国債(treasury notes)など）にも投資することがあります。短期の運用対象には、短期の政府証券や現金が含まれます。また、米国政府発行の証券を担保として利用するレポ取引(repurchase agreements)を行うことがあります。<br>*資金動向、市況動向によっては、上記のような運用ができない場合があります。 |
| 関 係 法 人       | 運用会社:フランクリン・アドバイザーズ・インク<br>管理事務代行会社:フランクリン・テンプルトン・サービシーズ・エルエルシー(業務委託先:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー)<br>名義書換事務代行会社:フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(アジア)リミテッド<br>保管銀行:JPモルガン・チェース・バンク・エヌ・エー                                                                                                                                                              |
| 設 定 年 月       | 2002年8月                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 決 算 日         | 9月30日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 申 込 手 数 料     | かかりません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 運 用 報 酬 ※     | 年0.40%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 管理事務代行報酬※     | 年0.10%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 名義書換事務代行報酬※   | 年0.05%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 保 管 銀 行 報 酬 ※ | 年0.05%以内                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |

※ この他に監査費用、組入れ有価証券の売買委託手数料等取引に要する費用等がかかります。

## ファンドの投資制限

- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

## 分配方針

- 毎月15日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

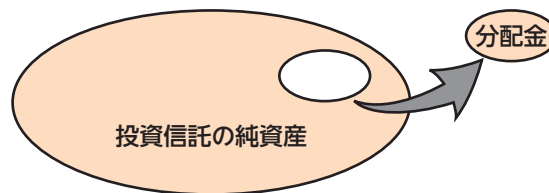
- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
  - ②分配金額は、委託会社が配当等収益を中心に基準価額水準等を勘案して決定します。
  - ③留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

## [収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

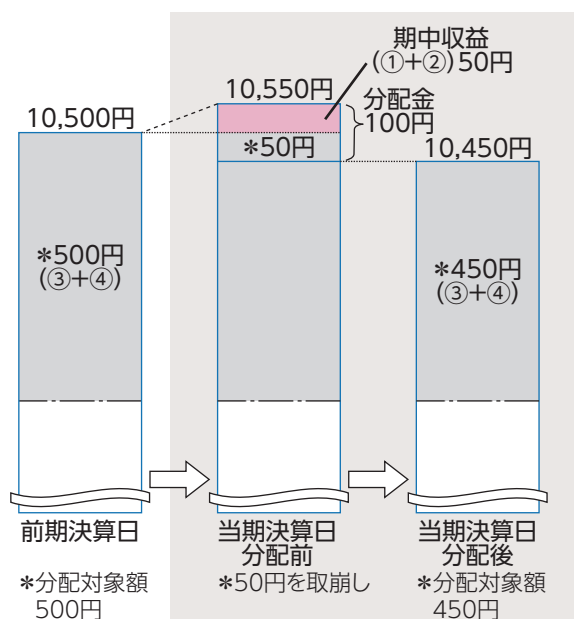
### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



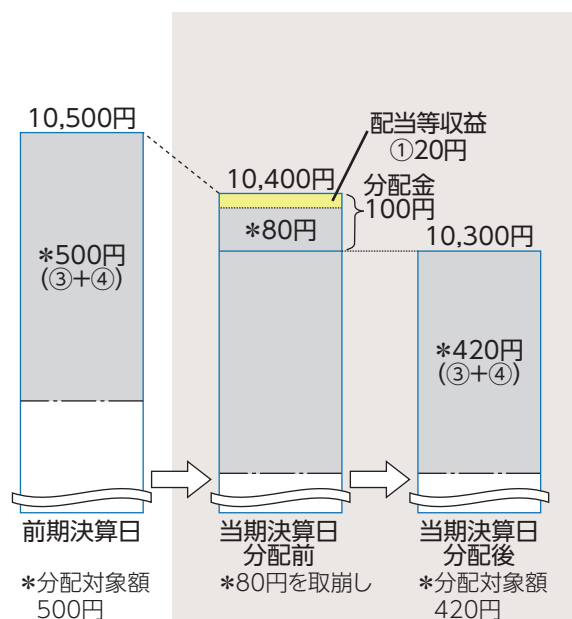
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



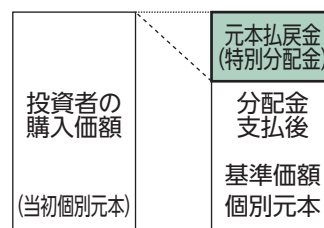
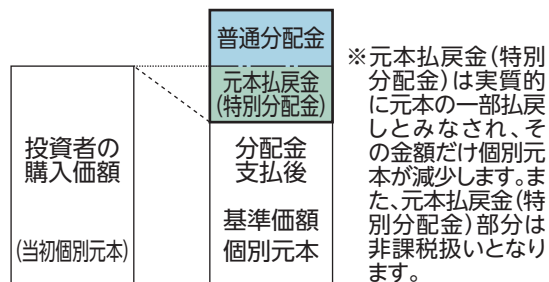
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

# 投資リスク

## 基準価額の変動要因

ファンドは、値動きのある資産に投資しますので、基準価額が変動します。したがって、投資者の皆様は投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用により生じた利益および損失はすべて投資者の皆様に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

ファンドは、マザーファンドを通じて投資信託証券への投資を行うことで、実質的に米国高格付け証券を主な投資対象とするため、以下の「主な変動要因」などがファンドの基準価額に影響を及ぼします。

### ■主な変動要因

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 価格変動リスク | <p>○有価証券等の価格変動リスク</p> <p>ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、投資信託証券（投資対象ファンド）に投資を行い、投資対象ファンドは主にジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券などの値動きのある有価証券等を投資対象とします。ファンドの基準価額は、ファンドおよび投資対象ファンドが組入れたこれら有価証券等（以下、「組入る有価証券等」といいます。）の市場価格の変動による影響を受けます。</p> <p>○為替変動リスク</p> <p>外貨建資産への投資を行う場合には、為替相場の変動による影響を受けます。ファンドがマザーファンドを通じて投資を行う投資対象ファンドおよびジニーメイ・パス・スルー証券等の米国高格付け証券は米ドル建てです。ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替相場の変動の影響を受けます。</p> |
| 流動性リスク  | <p>市場規模や取引量が少ない場合、組入る有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があり、不測の損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 信用リスク   | <p>ファンドおよび投資対象ファンドが保有する有価証券等の発行体および有価証券等の取引の相手方の経営・財務状況の変化ならびにそれらに関する外部評価の変化等により、損失を被ることがあります。このような場合には、ファンドの基準価額はその影響を受けることがあります。</p>                                                                                                                                                                                                                                                   |

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

### 《ご参考》 ジニーメイ・パス・スルー証券のリスク

|          |                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 金利変動リスク  | <p>他の債券同様、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も通常、金利が上昇すれば下落し、金利が低下すれば上昇するといった特性を持っており、金利変動の影響を受けます。</p>                                                                                                                                                                                             |
| 米国投資リスク  | <p>ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国の住宅ローン債権を証券化した債券であるため、米国の経済および市場動向によっては投資成果が影響を受けることがあります。</p>                                                                                                                                                                                               |
| 価格変動リスク  | <p>ジニーメイ・パス・スルー証券は、米国政府機関であるジニーメイ（政府抵当金庫）が元利金の期日通りの支払いを保証する債券であるため、一般的に、米国国債と同等の高い信用力を有すると考えられています。しかしながら、そのことは証券価格および利回りが保証されていることを意味するものではありません。また、売却時又は償還時には取得時の価格を下回る可能性があります。</p>                                                                                            |
| 期限前償還リスク | <p>ジニーメイ・パス・スルー証券は、住宅ローンの借換えなどにより、一般的に金利が低下すると期限前償還が増え、逆に金利が上昇すると期限前償還が減少する傾向があります（期限前償還は金利変動の他にも様々な要因によって発生します。）。住宅ローンの借入者から期限前返済を受けた場合、証券発行者は当該期限前返済金を再投資（貸付け）に用いず、それに相応する投資家の、ジニーメイ・パス・スルー証券の持分が証券の期限前に償還されます。したがって、ジニーメイ・パス・スルー証券の期限前償還の増減によって、ジニーメイ・パス・スルー証券の価格も影響を受けます。</p> |

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。  
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性があります。

## リスク管理体制

委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。

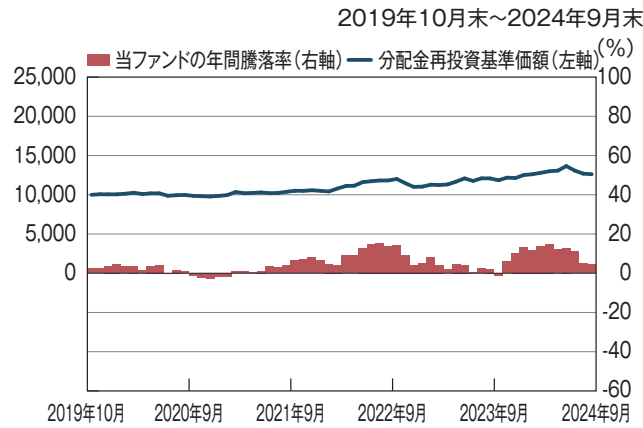
また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス評価、リスク分析、運用ガイドラインモニタリング結果に関する報告、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。

流動性リスクについては、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

エグゼクティブ・マネジメント・コミッティは、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



\* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2019年10月末を10,000として指数化しております。

\* 年間騰落率は、2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜各資産クラスの指数＞

- 日本株…東証株価指数(TOPIX) (配当込み)
  - 先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)
  - 新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - 日本国債…NOMURA-BPI国債
  - 先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
  - 新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)
- (注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

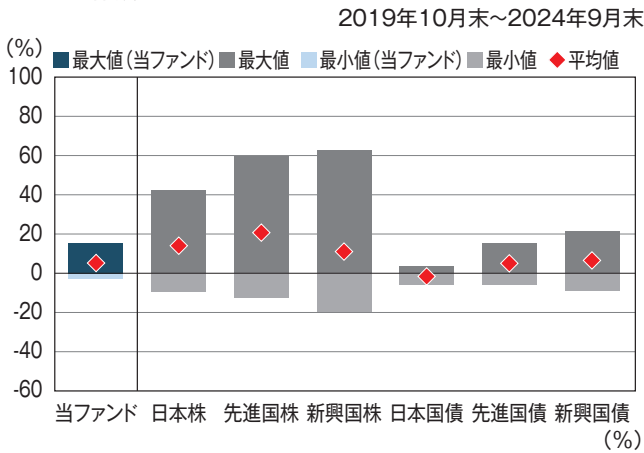
FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



|     | 当ファンド | 日本株  | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債 | 先進国債 | 新興国債 |
|-----|-------|------|-------|-------|------|------|------|
| 最大値 | 15.5  | 42.1 | 59.8  | 62.7  | 3.7  | 15.3 | 21.5 |
| 最小値 | △2.7  | △9.5 | △12.4 | △19.4 | △5.5 | △6.1 | △8.8 |
| 平均値 | 5.4   | 14.1 | 20.9  | 11.1  | △1.5 | 5.2  | 6.8  |

\* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

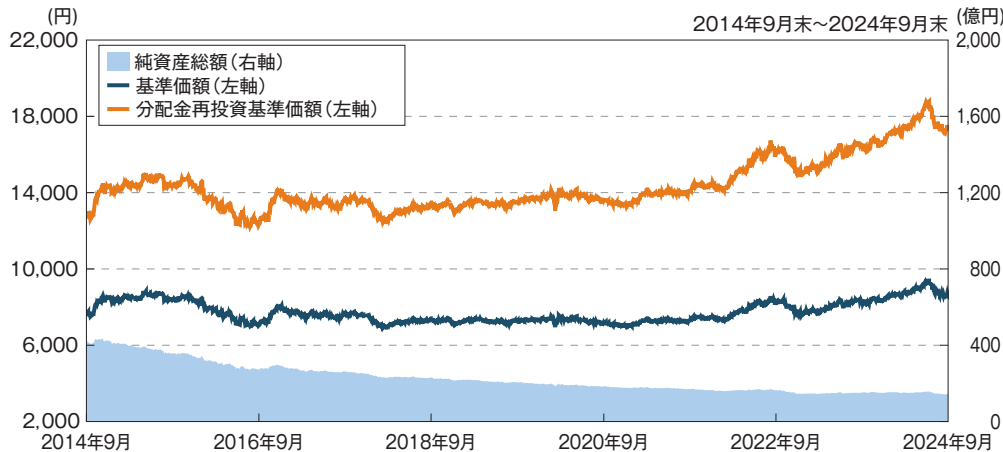
\* 2019年10月から2024年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

\* 決算日に対応した数値とは異なります。

\* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

基準日:2024年9月30日現在

## 基準価額・純資産の推移(過去10年間)



※基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後のものです。

※分配金再投資基準価額は税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

## 基準価額・純資産総額

| 基準価額   | 純資産総額 |
|--------|-------|
| 8,609円 | 143億円 |

## 分配の推移

|           |        |
|-----------|--------|
| 2024年 5 月 | 9円     |
| 2024年 6 月 | 9円     |
| 2024年 7 月 | 9円     |
| 2024年 8 月 | 9円     |
| 2024年 9 月 | 9円     |
| 直近1年間累計   | 108円   |
| 設定来累計     | 5,278円 |

※分配金は1万口当たり、税引前  
 ※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## 主要な資産の状況(フランクリン・テンプルトン 米国政府証券マザーファンド)

## 資産構成比率

|                                        |        |
|----------------------------------------|--------|
| 投資対象ファンド                               | 99.3%  |
| フランクリンU.S.ガバメント・セキュリティーズ・ファンド          | —      |
| フランクリンU.S.ガバメント・ファンド                   | 30.2%  |
| フランクリン・テンプルトンU.S.ガバメント・セキュリティーズII・ファンド | 69.1%  |
| コール・ローン等                               | 0.7%   |
| 計                                      | 100.0% |

※比率はマザーファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。

※当ファンドにおけるマザーファンドの組入比率：99.0%

## 組入ファンドの状況(2024年9月末日現在(現地))

## フランクリン U.S.ガバメント・ファンド

## 種類別組入比率

| 種類             | 比率(%)  |
|----------------|--------|
| ジニーメイ・パス・スルー証券 | 94.12  |
| 短期金融商品その他      | 5.88   |
| 合計             | 100.00 |

| その他投資資産 | 比率(%) |
|---------|-------|
| 先物等     | 0.01  |

## 組入上位10銘柄

| 銘柄                             | 比率(%) |
|--------------------------------|-------|
| GNMA II, SF, 3.50%, 09/20/2047 | 4.72  |
| GNMA, 2.50%, 08/20/2051        | 3.65  |
| GNMA II, SF, 2.50%, 06/20/2050 | 3.07  |
| GNMA, 2.00%, 08/20/2051        | 2.97  |
| GNMA, 2.50%, 10/20/2051        | 2.79  |
| GNMA, 5.50%, 03/20/2054        | 2.63  |
| GNMA, 6.00%, 07/20/2054        | 2.41  |
| GNMA, 3.00%, 09/20/2051        | 2.37  |
| GNMA, 2.50%, 03/20/2052        | 2.29  |
| GNMA, 4.50%, 08/20/2054        | 2.12  |

※比率はフランクリン U.S.ガバメント・ファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。

※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## フランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンド

### 種類別組入比率

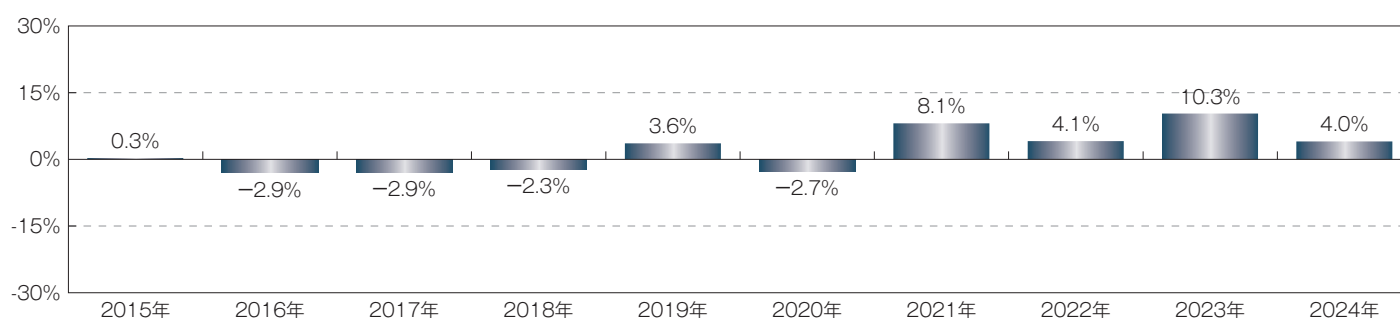
| 種類             | 比率(%)  |
|----------------|--------|
| ジニーメイ・パス・スルー証券 | 96.15  |
| 短期金融商品その他      | 3.85   |
| 合計             | 100.00 |

### 組入上位10銘柄

| 銘柄                             | 比率(%) |
|--------------------------------|-------|
| GNMA, 2.50%, 01/20/2052        | 6.97  |
| GNMA, 3.00%, 10/20/2051        | 4.05  |
| GNMA II, SF, 3.50%, 09/20/2047 | 3.81  |
| GNMA II, SF, 3.50%, 11/20/2047 | 3.44  |
| GNMA, 2.00%, 08/20/2051        | 3.28  |
| GNMA, 2.50%, 07/20/2051        | 3.25  |
| GNMA, 2.50%, 10/20/2051        | 2.71  |
| GNMA, 5.50%, 09/20/2054        | 2.64  |
| GNMA, 5.00%, 09/20/2054        | 2.63  |
| GNMA, 2.50%, 09/20/2051        | 2.45  |

※比率はフランクリン・テンプルトン U.S.ガバメント・セキュリティーズⅡ・ファンドの純資産総額に対する投資比率であり、四捨五入して表示しております。  
 ※未決済の先渡し取引がある場合、比率が100%を超えることがあります。

### 年間収益率の推移 (暦年ベース)



※ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資したものと計算しています。

※ファンドにベンチマークはありません。

※2024年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
 ファンドの運用状況等は、別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

## お申込みメモ

|                                    |                                                                                                                                           |
|------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位                            | 1口の整数倍で販売会社が定める単位                                                                                                                         |
| 購 入 価 額                            | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                         |
| 購 入 代 金                            | 販売会社の指定する日までに販売会社にお支払い下さい。                                                                                                                |
| 換 金 単 位                            | 1口の整数倍で販売会社が定める単位                                                                                                                         |
| 換 金 価 額                            | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                         |
| 換 金 代 金                            | 換金申込受付日から起算して、原則として、6営業日目からお支払いします。                                                                                                       |
| 申 込 締 切 時 間                        | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。                                                   |
| 購 入・換 金 の<br>申 込 受 付 不 可 日         | ニューヨーク証券取引所またはニューヨークの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。                                                                                         |
| 購 入 の 申 込 期 間                      | 2024年12月18日から2025年6月17日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                     |
| 換 金 制 限                            | ありません。                                                                                                                                    |
| 購 入・換 金 申 込 受 付 の<br>中 止 及 び 取 消 し | 委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、信託財産の適正な評価ができないと委託会社が判断したときなどやむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することができます。                                     |
| 信 託 期 間                            | 無期限（信託設定日:2002年3月26日）                                                                                                                     |
| 繰 上 償 還                            | 委託会社は、受益権の口数が5億口を下回ることになった場合、ファンドの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。                  |
| 決 算 日                              | 毎月15日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                        |
| 収 益 分 配                            | 毎決算時に、分配方針に基づいて分配を行います。<br>当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。<br>※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。 |
| 信 託 金 の 限 度 額                      | 1兆円                                                                                                                                       |
| 公 告                                | 日本経済新聞に掲載します。                                                                                                                             |
| 運 用 報 告 書                          | 3月と9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。                                                                                       |
| 課 税 関 係                            | 課税上は株式投資信託として取扱われます。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISAの対象ではありません。<br>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。        |

## ファンドの費用・税金

### ■ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                                                                    |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、 <b>1.65% (税抜1.5%) を上限</b> として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額です。<br>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                                                                                                                             |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           |                       |        |        |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|--------|--------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬)                 | 当ファンド                                                                                                                                                                                                                                           | 純資産総額に対し <b>年率0.77%(税抜0.70%)</b><br>※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のとき信託財産から支払われます。<br>信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率<br>≪運用管理費用(信託報酬)(税抜)の配分≫ |                       |        |        |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 | 各販売会社の純資産残高                                                                                                                                               | 委託会社                  | 販売会社   | 受託会社   |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 | 300億円以下の部分                                                                                                                                                | 年0.26%                | 年0.40% | 年0.04% |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 | 300億円超500億円以下の部分                                                                                                                                          | 年0.21%                | 年0.45% |        |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 | 500億円超1,000億円以下の部分                                                                                                                                        | 年0.06%                | 年0.60% |        |
|                                  |                                                                                                                                                                                                                                                 | 1,000億円超の部分                                                                                                                                               | 年0.02%                | 年0.64% |        |
| ≪支払先の役務の内容≫                      |                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                           |                       |        |        |
| 委託会社                             |                                                                                                                                                                                                                                                 | 販売会社                                                                                                                                                      | 受託会社                  |        |        |
| ファンドの運用、受託会社への指図、基準価額の算出、開示資料作成等 |                                                                                                                                                                                                                                                 | 購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理および各種事務手続き等                                                                                                            | 信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等 |        |        |
| 投資対象ファンド                         | 運用・管理報酬等の料率:年率0.56%～0.69%程度<br>※運用・管理報酬等の料率は投資対象ファンドにより異なります。詳しくは、「投資対象ファンドの概要」をご覧ください。                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                           |                       |        |        |
| 実質的な負担                           | 当ファンドの信託報酬と投資対象ファンドの運用・管理報酬等を合計した、投資者が実質的に負担する料率は、 <b>年率1.33%～1.46%程度(税込)</b> です。<br>※実際の負担率は、投資対象ファンドの組入比率などにより変動します。一部の投資対象ファンドにおける名義書換事務代行報酬、保管銀行報酬等は含まれておりません。                                                                              |                                                                                                                                                           |                       |        |        |
| その他の費用・手数料                       | 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産にかかる監査費用、有価証券の保管費用、等をファンドの信託財産でご負担いただきます。<br>これらの費用等については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>※監査費用は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。その他の費用・手数料(監査費用を除きます。)は、その都度、信託財産から支払われます。 |                                                                                                                                                           |                       |        |        |

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

### ■税金

■税金は表に記載の時期に適用されます。

■以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時 期           | 項 目       | 税 金                                           |
|---------------|-----------|-----------------------------------------------|
| 分配時           | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                 |
| 換金(解約)時および償還時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※法人の場合は上記とは異なります。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2024年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 参考情報 ファンドの総経費率

| 総経費率<br>(①+②+③) | 運用管理費用<br>の比率① | その他費用<br>の比率② | 投資先ファンド③      |                 |
|-----------------|----------------|---------------|---------------|-----------------|
|                 |                |               | 運用管理費用<br>の比率 | 運用管理費用<br>以外の比率 |
| 1.39%           | 0.77%          | 0.01%         | 0.40%         | 0.21%           |

※対象期間は2024年3月16日～2024年9月17日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。）を、対象期間中の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※当ファンドの費用と投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

(本ページは目論見書の内容ではありません。)



